

高島市プレミアム付商品券取扱店募集要領

令和元年 8 月 1 日

高島市商工会

1、商品券について

- (1) 名 称：高島市プレミアム付商品券（以下「商品券」と記載）
- (2) 発 行 者：高島市商工会
- (3) 委 任 者：高島市
- (4) 対 象 者：①令和元年度住民税非課税者
（住民税課税者と生計同一の配偶者や扶養親族、生活保護被保護者を除く）
②平成 28 年 4 月 2 日～令和元年 9 月 30 日に生まれた子がいる世帯主
- (5) 発 行 額：最大 275,000 千円
- (6) 販売価格：1 セット 4,000 円（500 円券×10 枚で 1 セット 5,000 円相当）
- (7) 販売方法：高島市の指定する販売窓口
- (8) 購入上限：5 セットまで（20,000 円で 25,000 円相当）
※②については対象となる子の人数分×5 セットまで
- (9) 利用期間：令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 2 月 29 日

2、取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供等の取引において利用可能です。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券の額面（500 円）に利用額が満たない場合、釣銭は出ません。
- (4) 利用額の不足分は現金等で受け取ることができます。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (6) 商品券の盗難、紛失又は毀損に対し、市・商工会はその責を負いません。

3、商品券の利用対象外となるもの

- (1) 他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (2) 株式、先物、宝くじなどの金融商品
- (3) たばこ
- (4) 不動産
- (5) 金融機関への預け入れ
- (6) 国税、地方税や使用料等の租税公課
- (7) 取扱事業者自らの事業上の取引（商品の仕入等）
- (8) 性風俗関連特殊営業等において提供される役務
- (9) その他公序良俗に反するもの

4、取扱店の参加資格

高島市内に店舗、事業所等を有する事業者で、「取扱店登録申込書」を提出した事業者とします。高島市商工会の会員の是非を問いません。但し、下記に該当する事業者は除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 商品券の利用対象外の商品のみを取り扱う事業者
- (3) 役員等が暴力団（法律に規定する暴力団）、暴力団員（法律に規定する暴力団員）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (4) その他業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

また上記以外でも、本事業の目的（低所得者・子育て世帯の消費の下支え）に適当でない事業者は取扱店として参加できない場合があります。

5、取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに高島市商工会まで報告してください。
- (3) 利用期間中における商品の売買や役務の提供等の取引に使用された商品券のみが換金可能です。利用期間を過ぎた商品券の受け取りは拒否してください。
- (4) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入し、既に店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (5) 高島市商工会では平成 19 年より「地域通貨アイカ」を発行しております。（1000 アイカと 500 アイカの 2 種類）**地域通貨アイカの取扱店でない事業者は、商品券と地域通貨アイカを混合しないよう注意して下さい。**また、地域通貨の受け取りは拒否してください。
- (6) 地域通貨アイカは、裏書を行い他の事業者へ渡すことが可能ですが、本商品券はできません。取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入等）に使用しないでください。
- (7) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、期限切れ等の損失は取扱店の責務とします。

6、取扱店の申込

(1) 申込方法

本募集要領に同意のうえ、取扱店登録申込書に必要事項を記入し、高島市商工会へ持参または郵送で提出してください。取扱店登録申込書は、市や商工会の窓口、または市や商工会の HP からダウンロードできます。※高島市商工会 HP : <http://takashima-syo.jp>

(2) 申込書の提出先

高島市商工会本所 〒520-1217 高島市安曇川町田中 89
TEL : 0740-32-1580 FAX : 0740-32-3340
平日 8:30~17:15 土日祝 休館

(3) 申込期間

令和元年 8 月 1 日 (木) ~ 令和元年 8 月 30 日 (金)

※8 月 13 日 (火) ~ 8 月 15 日 (木) は盆休暇のため、閉館となります。ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力を宜しくお願ひします。

(4) 申込手数料

無料

(5) 申込後の審査・承認

申込のあった事業者は、商工会の審査を経て、取扱店として承認します。承認した場合は、後日「取扱店証明書」と取扱店のポスターを郵送し結果を通知します。

(6) 申込期間後の対応について

申込期間後の申込も可能ですが、利用者にお渡しする「取扱店一覧」に掲載できない場合がありますので、申込はお早めにお願ひします。取扱店一覧は、商工会の HP で随時更新します。期間後の申込は、随時審査を経て承認した後、取扱店証明書と取扱店のポスターを配布します。

(7) その他

- ①高島市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申込書を提出してください。
- ②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込はできません。テナントごとに申込書を提出して下さい。

7、換金について

(1) 換金手続き

- ①取扱店は、高島市商工会窓口に「取扱店証明書」と使用済商品券を持って提示してください。窓口対応は平日の 8:30~17:15 です。
- ②商工会は商品券の枚数をカウントし、振込で換金の対応をします。取扱店には「預り書」を発行します。
- ③取扱店は「商品券明細書」に事業所名のサインをして下さい。
- ④商工会は取扱店の指定口座へ原則 5 営業日後に振込を行います。
※振込手数料は当方で負担させていただきます。

(2) 換金手数料

無料

(3) 換金場所

高島市商工会本所（高島市安曇川町田中 89）

高島市商工会北部センター（高島市今津町今津 175）

(4) 換金期間

令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 3 月 27 日（金）まで

上記期間を過ぎての換金はいかなる理由でも一切応じられませんので、ご注意ください。

8、取扱事業者の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録を取り消す場合があります。また、違反により発生した損害金を請求する場合があります。

9、その他留意事項

この「募集要領」に記載されていない事項は、高島市商工会へお問合せください。

<お問合せ先>

高島市商工会 〒520-1217 高島市安曇川町田中 89

TEL : 0740-32-1580 FAX : 0740-32-3340